

\*\*\* 放課後や休日等にケガをした場合、お見舞い金が支給されます \*\*\*

# 墨田区学童災害共済のご案内

## 学童災害共済とは

児童生徒が学校管理下外（放課後や休日等）での災害において、死亡又は負傷した場合に保護者に対し見舞金を贈り、その心労を慰めることを目的とした制度です。

## 加入できる方

1. 区立小・中学校に在学する児童生徒の保護者
2. 区内在住で以下の学校に通学している児童生徒の保護者  
盲学校、ろう学校、特別支援学校の小・中学部 私立、国公立の小・中学校

## 共済期間

4月1日～3月31日（年度単位）

7月20日（ただし、7月20日が閉庁日にあたる場合は、次の開庁日）までに申込みをすると、資格取得日は4月1日に遡ります。

7月20日以降に加入した方の共済期間は、加入した日から3月31日までです。

## 共済掛金

年間100円（保護者負担50円＋区負担50円）

就学援助の認定を受けた方は区で全額負担します。

## 加入申込み

1. 区立小・中学校

毎年7月に、学校毎に在籍児童生徒の申込み手続きを一括で行いますので、個人での手続きは不要です。ただし、一括加入の手続き以降に区外より転入された場合は、学務課で加入の手続きをお願いします。掛金を御持参の上、墨田区役所11階学務課へお越しください。

2. 盲学校、ろう学校、特別支援学校及び私立及び国公立の小・中学校

学務課で加入の手続きをお願いします。掛金をご持参の上、墨田区役所11階学務課へお越しください。



### 【お問合せ】

墨田区教育委員会事務局

学務課給食保健・就学相談担当

電話 03-5608-6305（直）

## 見舞金の申請

- 見舞金給付申請書及び請求書に、医師の証明書（有料）を添えて提出してください。  
ただし、申請ができるのは、治療期間が7日以上（医療機関初診日から治癒した日までの通算日数）の災害に限ります。詳しくは、下記の表2をご覧ください。
- 表2の9等級又は表3に該当する負傷の場合は、学校長の副申書をもって医師の証明書に代えることができます。

## 見舞金の請求期間

- 死亡...死亡した日から3か月以内
- 負傷...治療の終了した日から3か月以内

## 見舞金が給付されない場合

- 交通事故
- 風水害、震災等の非常災害
- 本人の重大な過失又は故意の犯罪行為
- 負傷等が起因しない疾病（死亡含）
- 物品等の破損に対する補償



## 共済見舞金の額

表1「学校管理下外で死亡した場合」

区 分	共済見舞金（円）
(1) 各種団体行事参加中又は、公共施設内での死亡	600,000
(2) 保護者以外の監督下での死亡 【(1)の死亡を除く】	500,000
(3) 保護者の監督下での死亡 【(1)の死亡を除く】	400,000

表2「学校管理下外で負傷した場合」

区 分		共 済 見 舞 金（円）	
等級	治 療 期 間	入院を伴う負傷	通院のみの負傷
1等級	241日以上	100,000	80,000
2等級	211日以上 240日以下	80,000	70,000
3等級	181日以上 210日以下	70,000	60,000
4等級	151日以上 180日以下	60,000	50,000
5等級	121日以上 150日以下	50,000	40,000
6等級	91日以上 120日以下	40,000	35,000
7等級	61日以上 90日以下	35,000	25,000
8等級	31日以上 60日以下	25,000	20,000
9等級	7日以上 30日以下	20,000	10,000

表3「学校管理下で負傷した場合」

学校管理下の負傷で、日本スポーツ振興センターによる共済給付の対象とならない場合

一律 2,000円